

行田市都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱要綱

平成25年3月29日

告示第85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条に規定する建築等の許可に係る事務について、法第54条の規定による他、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにその政令及び省令で定めるものをいう。

(許可の基準)

第3条 市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合においては、法第54条の規定によるもののほか、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものについて、その許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これに類する構造であること。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。